

別表六(二十七)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	
特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)						可
革新的情報産業活用設備の名称	1					
資産区分	種類	2				
	設備の種類又は区分	3				
	細目	4				
取得年月日	5	・	・	・	・	・
事業の用に供した年	6					
取得価額又は製作費	7					
法人税法上の圧縮記帳積立金計上	8					
差引改定取得額	(7) - (8)					
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額	(9)の合計	10	円	調整前法人税額	18	円
継続雇用者給与等支給額	(27の①)	11		(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		
継続雇用者比較給与等支給額	(27の②)又は(27の③)	12		当期税額基準額	19	
継続雇用者給与等支給増加額	(11) - (12)	13		$(18) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$		
継続雇用者給与等支給増加割合	$\frac{(13)}{(12)}$	14		当期税額控除可能額	20	
	((12) = 0 の場合は 0)			((17) と (19) のうち少ない金額)		
税額控除限度額の計算	(14) $\geq 3\%$ の場合 $(10) \times \frac{5}{100}$	15	円	調整前法人税額超過構成額	21	
	(14) $< 3\%$ の場合 $(10) \times \frac{3}{100}$	16		(別表六(六)「7の⑤」)		
税額控除限度額	(15) 又は (16)	17		法人税額の特別控除額	22	
				(20) - (21)		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当期		前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①		②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	23			・	・	
				・	・	
雇用者給与等支給額	24		円		円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	25					
当期の月数 (23の③)の月数	26					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額	27		円		円	円
設備の概要						

「22」欄
 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00630」
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六(二十七)
 平三十一・四・一以後終了事業年度分